

司法・矯正領域におけるレジリエンスの認識に関する研究

園田幸江*・田中理絵

Study on resilience in judicial and correctional education.

SONODA Yukie, TANAKA Rie

(Received September 28, 2012)

1. 研究の目的

人間の心は、どれほど回復する可能性をもっているのだろうか。私たちは、生きていくなかで厳しく困難な状況に直面することがある。しかし、そのような場合でも不適応を起こさず、あるいは、たとえ不適応を起こしてしまった場合でも、立ち直り、回復できる人々がいる。近年、このような精神的回復力に注目したレジリエンス(resilience)という概念が関心を集めている。レジリエンスは、発達心理学や精神医学、看護学、教育学、福祉など多くの研究領域において議論されてきたが、しかし未だ司法・矯正の領域では、ほとんど研究がなされていない。

そこで本研究では、司法機関である裁判所が、人間発達の柔軟性や可塑性—つまり、レジリエンス(精神的回復力)—をどのように捉えているのかについて検討を行うこととした。その方法として、判例における更生可能性や人格の可塑性の記述を分析することで、裁判所の認識や判断基準、その根拠がどのようなものであるかを明らかにすることを試みる。日本の最も公的な機関の1つである裁判所がレジリエンスをどう捉えているかは、日本人の一般的な認識と深くつながっていると思われる。裁判所は、レジリエンスをどのように捉え、それは何に根拠をおくのか。そして、その背景にある日本人全体のレジリエンスの認識とは、どのようなものなのか。現代の司法・矯正領域におけるレジリエンスの認識を明らかにすることは、今後のレジリエンス研究において意義のあることだろう。

2. レジリエンスの定義

レジリエンスという用語は、もとは「弾性力、回復力、可塑性」などを意味する物理学用語であり、次第に、精神医学分野でも用いられるようになった。アメリカ心理学会(2011)は「レジリエンスとは、逆境に直面しても、よく適応するプロセスであり、難しい経験から立ち直ることを意味する」としている。また、Grotberg(1999)は「レジリエンスとは、逆境に直面し、それを克服し、その経験によって強化される、また変容される普遍的な人の許容力である」と定義している⁽¹⁾。すなわち、人間はストレスフルな状況において傷つくことを避けられないが、レジリエンスとは、その後、それを乗り越えていくために機能する性質であり、ストレスを撥ね付ける防御因子やストレス状況に対抗しようとする「耐性」とは異なる概念である。また、レジリエンスとは、「さまざまな要因により導かれる力であるため、誰もが保持し高めることができる」(Grotberg, 2003)能力でもある。

*ラポーレ千早

小花和(2004)は、これまでのレジリエンス研究をレビューし、整理した結果、レジリエンスの構成要因を環境要因と個人内要因に分類して示した。環境要因とは、生活環境などの「周囲から提供される要因」(I HAVE)を意味し、また個人内要因とは、年齢や性別、気質などの「個人要因」(I AM)と問題解決能力などの「獲得される要因」(I CAN)を意味する。それぞれの要因は単独では影響力をもたないが、各要因間の関連によって一特に、年齢との掛けあわせによって一強度は異なっていくと考えた。

河野(2009)は、非行・犯罪からの離脱への心理的プロセスにおける研究において、レジリエンスを「ストレスフルなイベントの後でも、それに対する防御要因を増やし、対処法を身につけることで、その困難さに対処していこうとするプロセス」(Richardson et al.1990)と定義を引用し、非行・犯罪から離脱していく過程をレジリエンスプロセスであると考え、その最小単位である心理面接過程の分析をもとに少年が非行行動をしなくなるまでのプロセスモデルを提示している。

また、Mastenら(1990)は「困難で脅威的な状況にもかかわらず、うまく適応する過程・能力・結果」のことをレジリエンスという述べている⁽²⁾。つまり、研究者がレジリエンスの概念を個人内特性と捉えるか、あるいは変化の過程またはその結果と捉えるかは、研究目的により異なるのであり、それに従いレジリエンスの定義も変わるのである。このようにレジリエンスとは、非常に幅広い概念であり、研究者や研究目的によっても定義はさまざまであって、統一されたものはないのが現状であるが、本研究では、レジリエンスを「深刻な問題状態に陥っても、その経験から学ぶことで、自らの認識体系を変化させ、新たな自己を獲得していく人間発達の過程」と定義することとした。またこの定義に従って、裁判所判例の更生可能性、矯正可能性及び人格の可塑性をレジリエンスの概念と重なるものと判断した。

3. 研究方法

本研究では、裁判所におけるレジリエンスの認識を明らかにするために、裁判所判例を用いて検討する。裁判所ウェブサイトの判例検索システムとD1-Lawを使用して、「更生可能性」「矯正可能性」「可塑性」を検索キーワードとし、さらに刑事事件に限り殺人等の重大事件のみを対象として判例選択を行った(裁判年月日は平成元年1月1日から平成23年8月1日まで⁽³⁾)。その結果、201件の判例が該当した。なお、本研究で検討した更生可能性等の記述は、各判例によって紙面の量もさまざまであれば、その記述内容にも違いが見られた。また、殺人等の重大事件において、すべての判例に更生可能性等の記述があるわけではなく、記述が認められない判例も多くある。よって、更生可能性等について記述のある判例のなかで、多くの判例で共通して述べられている要因について検証していくこととする。

4. 裁判所判例における更生可能性の判断基準

先の方法によって201件の判例を分析した結果、裁判所が言及する「更生可能性および矯正可能性、人格の可塑性」に関する内容は、次の7つの項目に分類できた。すなわち、(1)年齢、(2)犯罪傾向の根深さ、(3)反省、(4)人格(性格)・人間性、(5)成育歴、(6)監督者の有無、(7)更生への意欲である。すべての判例において、これら7つの更生可能性の判断要素が検討されるわけではないが、更生可能性を言及する事件においては、概ね上記の7項目が検討される。

ここからは、これら7項目が更生可能性の判断基準として、どのように機能しているのかについて示していこう。

(1) 年齢	(5) 成育（生育）歴 ⁽⁴⁾
(2) 犯罪傾向の根深さ	(6) 監督者の有無
(3) 反省	(7) 更生への意欲
(4) 人格（性格）・人間性	

図1 裁判所判例における更生可能性の判断要素

(1) 年齢

年齢に関する判例の記述では、全体的に、年齢が若いほど可塑性に富み、年齢が高くなるほど可塑性は乏しくなるという判断傾向がみられる。おおまかに述べると、年齢が10代では可塑性が期待でき、20代や30代までは可塑性はある程度まで評価されるが、40代になると更生可能性は乏しいと判断されるケースが増えてくる。そして、50代後半や60代では、更生は困難極まりないなどの厳しい評価も目立つ。さらに、それ以上の年齢になると、更生可能性の有無よりも高齢であること自体が考慮される事情となり、酌量の余地ありとされることはあっても、可塑性や更生可能性を論じる記述は、ほとんど見られなくなる。

しかし、年齢に他の判断要素が加わると、更生可能性の評価も変わってくる。たとえば、10代であっても、犯罪傾向の根深さや人間性、反省状況などに深刻な問題があると判断されれば、「更生可能性は著しく低い」と評価される。反対に高齢であっても、前科がない／再犯可能性が低い／犯罪傾向が根深いとは言えない／真摯な反省が認められるようなケースでは、「更生可能性はないとは言えない」と判断されるのである。このように、年齢は可塑性を判断する重要な要素と言えるが、単独で論じられることはほとんどなく、他の判断要素、特に犯罪傾向の根深さや反省状況などと共に検討されることが多い。また、この3つの要素（年齢、犯罪傾向の根深さ、反省）は、多くの場合一緒に検討され、しかもその内容は密接に絡んだものと判断される。

(2) 犯罪傾向の根深さ

「犯罪傾向の根深さ」とは、犯罪に至るような人間性のゆがみや規範意識の鈍麻が、どれほど深化しているのかという意味である。その犯罪性を量る指標として、前科前歴の有無、犯行動機、犯行態様（犯行内容、計画性、殺意の有無、殺害方法の残虐性）などがある。

裁判所は、被告人に前科がなければ、犯罪傾向が根深いとは評価しない。しかし前科がある場合は、その前科の類似性が問われる。つまり、同種前科や犯行に同様の行動傾向が認められれば、同じことを繰り返しているということで、再犯の可能性が危惧されるのである。さらに、類似性の高い前科であっても、特に深刻な傷害や殺人などの重大犯罪になると、その犯罪傾向はなお一層根深いものと評価される。また、犯罪傾向の深化をみる際に、注目される犯行態様の内容とは、明確な殺意の有無、犯行内容の残虐性や人命が奪われるなどの被害結果の重大性などであり、特に計画性があったかが重視される。計画性については、衝動的・突発的な犯行よりも周到に計画されたものほど、犯罪行為に対する意思は強固なものであり、「計画性の有無が矯正可能性の有無を判断する1つの要素であることは間違いない」(広島高裁H22.7.28)⁽⁵⁾とされ、計画性は更生可能性を見極める重要な内容と捉えられている。

以上に述べた犯罪傾向の根深さは、今回検討したほとんどの判例で記述が認められ、7項目のうち最も記述内容が詳細で、更生可能性を評価する際の決定的な根拠となる場合が多いと言えた。

(3) 反省

反省とは、犯行の重大性を認識し、自らの考えが間違っていたことを自覚したうえで、被害者への陳謝の気持ちが生じているかどうかを意味する。犯行の事実を素直に認めているか、真実を正直に語り責任回避をしていないか、自己の犯した罪と真摯に向き合っているかをみることで、反省の程度を判断している。つまり、被告人本人の自覚の深まりが重要なのである。また、判例では反省の言葉以外にその態度の表れとして、謝罪文の作成、被害弁償の申し入れ、遺族への謝罪の手紙、被害者の冥福を祈り般若心経を写経するなどの記述が見られる。「自分の犯した罪の深刻さに向き合って内省を深めることが、改善更生するための出発点となる」（広島高裁H20.4.22）⁽⁶⁾というように、裁判所の捉える更生への道とは、まず自らの行為を省みて、その重大性を心から自覚すること、つまり深い反省からはじまるものとされる。

(4) 人格（性格）・人間性

更生可能性を判断する際の「人格(性格)・人間性」とは、犯罪に至るような人間性のゆがみが、どれほど人格に根付いているかを評価するための基準である。本研究で検討した判例では、人格(性格)・人間性を評価する内容として、社会性の有無、反社会的性格の根深さ、人格障害、性癖等が認められた。たとえば、社会性の有無とは、これまでに前科前歴はあるのか、真面目に働くなどの社会に適応した生活歴が認められるかどうかなどが検討される。反社会的性格の根深さとは、犯行に至った動機や考え方が身勝手であり、その自己中心的な行動傾向がどの程度人格に根ざしたものなのかを見ている。また、反社会的性格が根深いとされるものには、人格障害が含まれる場合もある。人格障害は、統合失調症などの精神障害とは異なり、是非善悪の弁識能力及びそれに従って行動を制御する能力は保たれており、責任能力があると評価されるのである。人格障害については、更生可能性を全く否定するものではないが、犯行に至る一因と考えられるほど人格の偏りに影響がある場合は、改善の見込みは乏しく、再犯の可能性が高いと判断される。次に性癖であるが、性癖が関係して起こった犯罪では、再犯を危惧する記述が目立つと言える。性癖のなかでも、特に小児性愛や性的サティズム、快楽殺人的な犯行で、その特異な性的嗜好が強固な場合は、「矯正は非常に困難」と評価され、再犯が強く懸念されるのである。

一言で性格と言ってもさまざまであるが、司法・矯正領域で論じられるのは、その人間性が問題行動の要因になっている場合である。裁判所の視点は、その人物の思考や行動傾向が犯罪性につながるものなのかどうかに焦点をあてている。つまり、人格(性格)・人間性がどれほど犯罪傾向の根深さに影響しているかが、更生可能性の評価にとって重要なのである。

(5) 成育歴

成育歴が更生可能性において考慮されるのは、犯罪に及ぶような人格形成に成育歴の影響が認められる場合である。生まれ育った環境が、適切な社会的常識や規範意識を形成するのに相応しいものであったかが検討されるのである。家庭で虐待を受けたり、養育者である両親がおらず、親戚や養護施設を転々としたりなど不遇な家庭環境で育った場合、恵まれない成育歴が人格形成に影響しなかったとは言えないとして、考慮されることも多い。

また、成育歴は年齢との関連性が強いという特徴がある。若年であるほど成育歴の影響は考慮されるが、年齢が高くなるにつれて徐々に検討されなくなる。つまり、年齢が20代までは、その若さゆえに成育歴から受けた影響は大きいと評価される。しかし、30代以上になると、

今までに変わる機会があったとされ、もはや自己責任の問題であるとして、成育歴は考慮すべき事情ではなくなるのである。なお、成育歴は更生可能性を判断する際、単独では評価されず、必ず他の判断要素に伴って検討される。特に年齢と絡めて論じられることが多く、その関連性は深いといえる。

(6) 監督者の有無

「監督者の有無」とは、社会復帰をした後にその更生を協力・支援してくれる者がいるかどうかを意味する。監督者としては、親族の場合が最も多いが、友人や知人、弁護士、保護司などのこともある。監督者の有無が更生にかかわる事情として考慮されるのは、少年や若年者ばかりではなく、成人や高齢者でも同様であり、年齢との関連性は認められない。ただし、更生可能性を評価する際の監督者の有無とは、単純に監督者として申し出る者がいるかどうかではない。たとえば、これまでに度重なる前科前歴があった場合では、両親の監督状況が疑問視される。また、監督者と被告人の関係が良いものではなかったり、さらには監督者自身の人間性に問題があれば、監督者として不適切と判断されることもある。つまり、更生可能性を評価するにあたっては、更生を支援する適切な監督者がおり、更生への助力が得られれば、有利な事情として考慮されるが、社会復帰をしても協力・支援してくれる者がおらず、更生環境が整っていないとされれば、更生可能性の評価に不利に働く場合があるのである。

なお、監督者の有無とは更生可能性の判断基準として、主判断に用いられるものではない。社会復帰後に協力者がいるかは、被告人のために考慮される事情として有利か不利かをみるものである。したがって、監督者の有無とは、他の判断要素と組み合わせて更生可能性を評価する基準である。

(7) 更生への意欲

「更生への意欲」とは、前述の「成育歴」や「監督者の有無」と同様に、更生可能性を評価する主判断となる要素ではなく、他の更生可能性の判断要素と組み合わせて評価される基準である。また、他の判断要素に比べると、その記述量は少ないものである。しかし、判例において「犯罪者が社会復帰して真に更生を果たすことができるかどうかは、本人の自覚や更生意欲及び保護環境による影響が大きい」（広島高裁H16.4.23）⁽⁷⁾とされているとおり、更生への意欲は重要な要素と捉えられている。つまり、裁判所は人が更生を果たせるかどうか、人が変わることができるかどうかは、自らの意思にまずその可能性を見いだすものとしているのである。

5. 更生可能性に関する記述の考察

さて次に、前節で検討した更生可能性の構成要素—(1)年齢、(2)犯罪傾向の根深さ、(3)反省、(4)人格（性格）・人間性、(5)成育歴、(6)監督者の有無、(7)更生への意欲—が、実際の裁判でどのように評価・判断されているのかについて示していこう。ところで、これら7項目はすべての判例にみられるわけではなく、また触れられる量や記述内容もさまざまである。本節では、更生可能性の記述のなかでも、多くの判例で共通して認められる内容を取りあげることとする。

(1) 18歳少年の更生可能性における評価の検討

まず最初に、18歳の少年事件を2つとりあげ、同じ18歳であっても、「更生可能性が認められた場合」と「認められなかった場合」を比較検討することで、裁判所が10代少年の更生可

能性をどのように評価しているのかについてみていくこととしよう。

1) 更生可能性がある判断された「18歳6か月少年」の事例（福島地裁、H14.3.27【平成13(わ)203】）

<事案の概要>：お金を困っていた家出中の被告人が、彼を心配し世話を焼いてくれていた被害者を金品強取の目的で殺害した強盗殺人事件に対して、少年である被告人を無期懲役に処した事件。

<判決文>：「…本件犯行は、先の見通しも含めて冷静な計画の下に周到に準備をした上で敢行されたものではなく、その意味では高度の計画性を有するものとはいえないこと、所持金を使い果たし生活に困窮しても自宅に戻らず本件凶行に走った背景には、家庭環境や友人関係の問題、すなわち、被告人の家庭内が最近では不和になりトラブルを抱えるなどしており、被告人にとって安住できる環境ではなかったことが窺えること、高校時代からの友人との関係に人知れず悩んでおり、自殺について考えるまでになっていたことなどの問題を指摘できること、被告人は、犯行時約18歳6か月の少年であり、人格形成が未成熟で、実社会における生活体験に乏しく、この点が前記の家庭環境や友人関係の問題と相まって本件犯行に及ぶような性格、行動傾向に影響していなかったとはいえないこと、被告人は、捜査、公判段階を通じて本件犯行を認め、事実関係を詳細に語り反省の態度を示しているところであり、鑑別所や拘置所の中で、毎日手を合わせて被害者の冥福を祈るなど、被告人なりの悔悟の情が認められること、本件犯行前の被告人の行状を見るに、問題行動が全くなかったわけではないものの、不良性向が存していたとまではいえず、家庭裁判所係属歴もなかったものであり、更生の可能性があることなど酌むべき事情も認められる。…」

<考察>：被告人は、犯行時18歳6か月の少年である。大工見習いとして働いていたが、パチスロにのめり込んで実家にも帰らず、毎日遊び暮らすようになった。そのうち所持金を使い果たしてしまっただが、両親に合わせる顔がないと家には戻らなかった。その頃、妻との不和から車で寝泊まりをしていた被害者と知り合いになり、被害者は空腹で生活に困窮している被告人に食べ物をわけ与えるなど、世話を焼いていた。しかし、被害者から家に帰るとの話聞き、被害者からもう食べ物が唯一の食糧だった被告人は、金品を奪う目的で本件犯行に至ったものである。

上記判決文によると、裁判所は被告人に対して「更生可能性がある」と判断を下している。しかし、記述のなかでは世話をしてくれた被害者を躊躇せず殺害したという犯行の背倫理性には、誠に重いものがあると厳しく非難している。さらに、その犯行は確定的殺意に基づいた計画的なものであり、犯行動機は短絡的かつ自己中心的で人命軽視も甚だしく酌量の余地はないとする。

では、なぜ裁判所は「更生可能性がある」と判断したのだろうか。まず、計画性に関しては周到なものとは言えず、その点は酌むべき事情としている。つまり、計画性に緻密さがなく、高度に計画された犯行に比べ強固な意志によるものではなく、その犯罪性は比較的低いものと判断される。さらに、家庭裁判所係属歴もなく、人を傷つけるような前科前歴もなかったことから、犯罪傾向が根深いものとは評価されなかった。また、被告人は犯行時18歳6か月の少年であり、その人格は未成熟であるとし、被告人の人格形成に与えた成育歴や生活環境の影響について考慮されている。特に、本件において被告人の人格と成育歴を考慮しているのは、18歳というその年齢に主な理由があると言える。多くの判例では、10代の少年はいまだ発達途上にあつて人格が未成熟であり、その犯罪行為は少年特有の人格の未熟さに起因してい

る面が大きいとしている。つまり、年齢が若年であるがゆえに成育環境に恵まれなかったことで、その人格形成に強い影響を受け、健全な人間性や規範意識を育むことができなかったと判断しているのである。しかし、同じ不遇な成育歴でも年齢が高くなるにつれ、今までに変わる機会はあったとして、もはや自己責任の問題とされる。

以上のように被告人が少年であった場合、考慮される更生可能性の判断要素は、その年齢に大きく影響を受けるのである。よって、少年の場合はその年齢から「更生可能性がない」と評価されることは、ほとんどないと言える。

2) 更生可能性が著しく低いとされた「18歳7か月少年」の事例（仙台地裁、H22.11.25、【平成22(わ)258】）
 <事案の概要>：元交際相手の家に侵入し、その姉や友人などに対して殺意をもって2名を殺害、1名に重傷を負わせた殺人、殺人未遂事件であり、さらに元交際相手を無理矢理に連れ帰ろうと切り付け、拉致した傷害、未成年者略取事件に対して、少年である被告人を死刑に処した事案である。

<判決文>：「…被害者に対する暴行を繰り返し、更に暴行をエスカレートさせたばかりか、警察からの警告を受けても自らの態度を改めることなく、本件各犯行に及んでおり、その犯罪性向には根深いものがあるといえる。…被告人には他人の痛みや苦しみに対する共感が全く欠けており、その異常性やゆがんだ人間性は顕著であるといわざるを得ない。また、…他者への共感の前提となる周囲の者の言動に関する認識自体に相当なゆがみも認められる。…被害者姉らに申し訳なかった旨述べ、涙を流すなどして本件各犯行を後悔し、極刑をも覚悟して自らを厳罰に処して欲しいと述べるなど、一応の反省はしているといえる。しかし、被告人が被害男性や被害者遺族らに対して手紙を送付したのは1回にとどまり、被害男性らの精神的苦痛を和らげるに足りる謝罪をしていない上、被告人が述べる反省の言葉は表面的であり、自分なりの言葉で反省の気持ちを表現したものとはまではいえない。事実関係についても、現時点においてもなお、自己の事実認識にゆがみがあることについての自覚に乏しく、また他方で自己に不利益な点は覚えていないと述べるなど不合理的な弁解をしている。以上の事情からすれば、被告人は、本件の重大性を十分に認識しているとは到底いえず、その現れからか、被告人の反省には深みがないといわざるを得ない。…弁護人は、被告人と実母との関係改善などを指摘するが、実母が被告人の抱えている人間性のゆがみを正確に認識しているかについて疑問がある上、実母による従前の監督状況やその被害者遺族に対する対応などに鑑みると、実母による指導、監督に期待することはできない。

以上から、当裁判所は、被告人の更生可能性は著しく低いと評価せざるを得ないと判断した。

…弁護人は、被告人の鑑別結果において矯正の可能性があるかと判断されている旨指摘する。しかし、弁護人が指摘する鑑別結果の総合所見については、生育環境上の根ざした人格の偏りは大きく、暴力や共感性等の問題は深刻で、その矯正には相当の時間を要するという点に主眼があるというべきであって、他方、矯正可能性を認めた根拠は、被告人の年齢などの抽象的なものに過ぎず、当裁判所が認定した上記事実を排斥してまで被告人の矯正可能性を認める根拠にはなりがたい。…」

<考察>：被告人は、犯行時18歳7か月の少年である。本件犯行の約半年前に実母への傷害事件で保護観察処分を受けている。それにもかかわらず、被害者である元交際相手に対して暴

行を繰り返し、警察からの警告を受けてもなお本件犯行に及んだものであり、それゆえ少年の「犯罪性向には根深いものがある」と評価されている。その人間性についても、残虐な殺傷行為に及んでいること、犯行前後の言動の異常性、自己中心性などをあげて、被告人には他者の痛みに対する共感が全く欠けており、共感の前提となる事実認識自体に相当なゆがみがあると述べている。よって、被告人の人格の偏りは大きく、ゆがんだ人間性は顕著であると指摘している。さらに、反省については涙ながらに謝罪の言葉を口にし、自らを厳罰に処して欲しいと述べるなど、一応の反省は認めているが、いまだ表面的なものだという。なぜなら、被告人の事実認識には大きなゆがみがあり、それは共感性の欠如の要因であるとともに、深い反省につながらない理由でもあるとしているからである。つまり、真摯な反省とは事実をゆがみなく認識し、自らの犯行の重大性を自覚すること、その自覚があるからこそ、被害者への真の謝罪の気持ちが生じるものなのである。

次に監督者についてであるが、本件では実母をあげて検討している。実母については、本件犯行が発生したという従前の監督状況や被告人の人間性のゆがみを正確に認識しているか疑問であるという実母自身の問題性を指摘して、監督者には不適切としている。すると、ここで検討されているのは社会復帰後の支援者であることから、更生のためには社会に戻った際の更生環境が整っているかどうかが重要視されていることがわかる。判例では「実母が出廷して、被告人の社会復帰後は同居して監督し、その更生に助力する旨誓約していることは、被告人の更生可能性に関する事情として、被告人のために考慮すべき」（大阪地裁H21.5.29）⁽⁸⁾とあり、社会復帰しても再犯に至るような状態にならないよう、その更生に協力する監督者がいることは更生可能性に有利な事情として考慮されるのである。しかし、適切な監督者がおらず、更生環境が整っていないとされる場合は、再犯の可能性が危惧されて不利な事情と評価されてしまうことも多い。つまり、監督者がいるかないかで更生可能性の判断に影響を受けるということになる。監督者がいない場合は不利に働くわけであり、判断の平等性にいささか疑問の余地がある。なお、監督者の有無は更生可能性を評価する事情として有利か不利かに用いられる基準であり、決定的な根拠とはなっていない。監督者の有無とは、更生可能性の主判断的要素ではなく、他にもあげた判断要素に伴って考慮されるものである。

さて、被告人は犯行時18歳7か月の少年である。一般的にみても、少年法の見地からしても、10代の少年には可塑性があり、更生可能性が期待できるとされる。しかし、本件では鑑別結果が被告人に矯正可能性を認めたことに対して、その根拠は「年齢などの抽象的なものに過ぎない」と指摘している。むしろ、裁判所は成育歴の問題に根ざした人格の偏りの大きさや深刻な犯罪傾向の根深さに注目して、年齢だけでは矯正可能性を認める根拠にはなりがたいと評価しているのである。

以上のように、18歳という年齢でも「更生可能性が認められない」場合もあれば、先にあげた「更生可能性が認められた」18歳少年の事件もある。一般的に、同年齢で特に少年であれば、いずれも可塑性に富むとされ、評価はあまり変わらないように思われる。しかし、この判断の違いはどこにあるのだろうか。その答えは、犯罪傾向の根深さに理由があると言える。つまり、「少年は人格的に未熟であるが、その反面、矯正可能性も残されている」（東京家裁H17.8.17）⁽⁹⁾と評価されれば、可塑性があるとして更生可能性を認める判断となる。しかし、少年であっても反省状況や人格、成育歴などが影響することによって、犯罪傾向をより一層根深くしていると評価されると、年齢相応の可塑性は認められないと判断されるのである。よって、18歳という年齢だけでは、根深い犯罪傾向を矯正できる理由として抽象的であり、更生可能性を認め

る決定的な根拠にはならない。

最後に1つ、年齢と可塑性を考察することで気付いたことがある。現在の日本の法律では、犯行時18歳に満たなければ、死刑を言い渡すことができない。本研究で検討した201件の判例では、18歳未満の少年に対して「更生可能性がない」と判断したものは、1件もなかった。しかし、18歳を少しでも過ぎると、矯正の余地が皆無とまでは言わないものの、「更生可能性は著しく低い」と評価する記述が認められるようになるのである。このことから、法律の適用範囲に合わせ、更生可能性の判断がもっともらしい形に変っているのではないかと感じるがあった。判例の記述では「死刑は、究極の刑罰であり、これを科するには、事案の重大性、悪質性、被害者の遺族の被害感情、社会に与えた影響の深刻さ、被告人の反社会性、更生可能性など諸般の事情を総合し、真にやむを得ない場合に限るものと解される」（福岡高裁H13.10.10）⁽¹⁰⁾とあり、更生可能性は死刑を判断する際に考慮される一事情である。このように、死刑判断に影響する更生可能性は、真に適正な評価がなされているのか疑問である。

（2）年齢が60歳前後の更生可能性における評価の検討

一般的に更生可能性は、若年者のみに認められると思われている。しかし、高齢であっても更生可能性の判断は異なる場合がある。ここでは、60歳前後の年齢で更生可能性の評価が分かれた3つの判例を比較することで、年齢は更生可能性を判断する際にどう評価されるのか、また、同年齢でもその評価が異なるのはなぜかについて明らかにしたい。

1）58歳男性 一家心中の事例（岐阜地裁、H21.1.13【平成17(わ)185】）

<事案の概要>：長年にわたる実母の言動に耐えかねて、憎しみを募らせた被告人が実母を殺害したうえで、子や孫を道連れに自殺しようと企てた。よって、実母、長男、長女、孫2名の計5名を殺害し、娘婿に対しては未遂に終わった。犯行当時、被告人がうつ病及びうつ状態であったとの主張を退け、完全責任能力を認めたとうえで、被告人を無期懲役に処した事案である。

<判決文>「被告人は、前科前歴が全くなく、これまでの経歴や生活態度を見ても、犯罪を繰り返すような反社会性は認められない。また、被告人は、当初から、素直に取り調べに応じ、詳細に事実を話し、現在は、自己の犯行の重大性や自らの考えが間違っていたことを認識し、本件を真剣に反省悔悟して、被害者の冥福を祈る日々を送りながら、生きて罪を償うことを願っている。

以上のとおり、本件が、生後20日から85歳までの孫2名、子2名、母の計5名を殺害し、娘婿を殺害するに至らなかったという極めて重大な結果を生じさせていること、計画的で犯行態様も悪質であること、犯行動機もあまりに自己中心的であることからすると、被告人の刑責は誠に重大であるというべきである。他方、本件は、被告人の主観的には追いつめられた末の一家心中の犯行であって、利欲目的等による犯行ではないこと、周到な計画性や甚だしい残虐性までは認められないこと、被告人には前科前歴がなく、従前の生活状況や本件の動機に照らしても、被告人に再犯可能性があるとはいえ、被告人の犯罪傾向が矯正不可能とはいえないことなどからすると、被告人に対して極刑をもって臨むしかないというにはなお躊躇が残るといわざるを得ない。…」

<考察>：被告人は、犯行時58歳、公判時62歳である。本件は、老人保健施設の事務長という社会的地位のある被告人が、長年にわたる実母への憎悪からその殺害を決意し、また、残さ

れた家族が殺人犯の家族であると汚名を着せられては可哀相だという理由から、一家心中を図って計5名の命を奪ったものである。被告人の犯行について、判決文の記述では次のような指摘がある。本件は、5名もの尊い命を奪うという極めて重大な結果を生じさせており、世上稀に見る重大かつ悪質な犯行である。犯行動機は、実母に一方的な非があるわけではなく、被告人が悩みをひとりで抱え込んで自ら追い詰められていったのであり、客観的にみれば他に取るべき方法がいくらでもあった。その動機はあまりにも独善的、自己中心的であるとして厳しく非難している。

以上のように、本件は犯行結果の重大性から極刑も視野に入れて検討すべき事案であると述べられているのである。しかし、判決は被告人に無期懲役を言い渡している。なぜなら、被告人の犯罪傾向が「矯正不可能とはいえない」ことが理由のひとつとしてあるからである。判例において、極刑とは「死刑という改善矯正の余地を認めない冷厳な刑罰」(東京高裁15.5.19)⁽¹¹⁾であり、「被告人の更生可能性の存否は、死刑適用の当否を検討する場合において考慮される事情の一つ」(広島高裁14.3.14)⁽¹²⁾としている。では、「矯正不可能とはいえない」被告人の犯罪傾向とは、どのようなものなのか。

本件では、被告人の犯罪傾向を犯行動機、犯行態様、前科の有無をあげて検討している。犯行は、被告人の主観的に追いつめられた末に起こった一家心中の事件であって、犯行動機は私利私欲によるものではない。その犯行態様は、強固な確定的殺意に基づく計画的な犯行であるが、犯行直前まで逡巡を繰り返し、偶然の事情に後押しされ実行に至ったもので、周到な計画性はないと言える。また、殺害方法も苦痛を増大させるような残忍なものではなく、特に悪質性の高い犯行態様とは言えないとしている。さらに、被告人には前科前歴が全くなく、仕事や生活態度も真面目で、現在まで犯罪とは無縁であったことからすると、再犯可能性は認められないとして、その犯罪傾向は「矯正不可能とはいえない」と判断したものである。つまり、本件は公判時62歳という被告人の年齢や独善的で自己中心的な思考傾向を有する性格的要素よりも、再犯可能性がないという犯罪傾向の程度に注目して、「矯正不可能とはいえず」と評価していると言えるのである。

2) 64歳男性 強盗殺人の事例 (大阪地裁、H18.11.2、【平成17(わ)4842】)

<事案の概要>：1か月の間に金品窃取の目的で民家に侵入し、強盗殺人2件(2名殺害)を犯し、その後もさらに強盗1件と窃盗等2件を繰り返した被告人を死刑に処した事案である。

<判決文>：「既に還暦を過ぎ、現在65歳と高齢の域に達しつつあるところ、これまでの社会経験に裏打ちされた分別のある行動が期待されてしかるべきであるのに、それとは正反対の道を選択し、凶悪な犯行に及んだものであり、その年齢の点を被告人のために酌むべき情状として評価することについては自ずから限度があるし、また、同様に、年齢の点を考慮すると、被告人自身の今後の更生可能性の点を特に採り上げて論ずるのも本件では妥当とは考えられない。」

<考察>：被告人は、犯行時64歳、公判時65歳である。本件は、パチスロにのめり込んで生活費に困った被告人が、約1か月の間に金品を奪う目的で、強盗殺人2件を含めた計6件の犯行に及んだ事件である。このように、短期間の間に次々と犯行を重ねた被告人に対し、上記判決文は被告人の年齢を中心に更生可能性を検討している。また一方で、判決文の記述には被告

人のために酌むべき事情というものがある。そこでは、本件犯行の計画性や反省状況、前科などについて述べられている。説明すると、本件各犯行は窃盗の計画性は顕著であるが、強盗殺人については偶発的・突発的な側面もあり、殺害行為の計画性が認められない犯行も含まれているとしている。また、反省状況については、被害者・その遺族に謝罪文を送付していること、自らの犯行について積極的に事実を供述していること、涙ながらに自己の行為を省みて真摯に反省しており、罪を償うためにはどんな刑にも服する旨述べている。さらに前科に関しては、前科の類似性が重要になる。判例では、前科があったとしても、その類似性が認められない場合は「同種の重大犯罪について前科を有する場合と一線を画すべきものがある」（大阪地裁H22.5.31）⁽¹³⁾とあり、犯罪傾向の根深さを判断する際、単純に前科の有無を見ているのではないことがわかる。そこで、本件被告人においては、窃盗などの前科は多数あるが、他人の殺害や重大な傷害を目的としたものは全くないうえ、前刑仮出所後の約23年間は、内妻との生活を築いて大過なく過ごしてきたとして、被告人の社会性にも触れている。

以上、本件は計画性、反省、前科などの酌むべき事情があっても、判決文を見ると65歳という年齢では、更生可能性をあげて検討することは妥当ではないとしているのである。年齢における裁判所の判断は、65歳では可塑性を論じるのも憚られるほど、乏しいとの基準のようだ。

3) 61歳男性 長崎市長射殺の事例（長崎地裁、H20.5.26【平成19(わ)131】）

<事案の概要>：暴力団幹部の被告人が、長崎市への影響力を獲得しようと企てたが、思い通りにいかず、長崎市への怒りから市政の長である被害者に恨みを抱くようになった。現職の長崎市長であり、次期市長選挙に立候補していた被害者を当選阻止の目的で、けん銃にて殺害した殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反及び公職選挙法違反等の事件に対し被告人を死刑に処した事案である。

<判決文>：「被告人の更生可能性について：被告人は、18歳のころから暴力団に加入し、以後、本件犯行までの人生の大半を暴力団構成員、暴力団幹部として活動してきた。この間、粗暴犯による服役前科6犯、暴力行為等処罰に関する法律違反の罪を含む罰金前科3犯がある。服役前科の中には、…当時反目していた暴力団の組員らを脇差し、短刀等で刺し、切りつけるなどしたが殺害には至らなかったという殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の罪で懲役4年に処せられたものが含まれており、被告人の人命軽視の姿勢は早い段階からみられた。…銃器の所持、使用に対する規範意識も鈍麻しており、人命軽視の姿勢は顕著である。こうした暴力的犯罪傾向は、被告人が長い暴力団としての活動経験の中で身につけてきたものと考えられ、度重なる服役にもかかわらず、その犯罪傾向はむしろ深まっているといえることができる。被告人には、暴力を肯定し、暴力によって自己の存在を周囲に誇示しようとする犯罪性向が固着しているというほかない。深い犯罪性向及び反社会的性格を有する被告人には、その年齢等からして、もはや、矯正、改善は困難極まりない。」

<考察>：被告人は、18歳の頃から暴力団に加入し、本件犯行時の61歳まで暴力団幹部として活動していた。なお、公判時は62歳である。本件は、そんな被告人が長崎市に対し自己の影響力を獲得しようと画策したが、うまくいかないことに憤まんを募らせ、現職の長崎市長であった被害者を逆恨みしたものである。本件犯行の経緯から見て取れる被告人の行動傾向は、相手を脅すことで自らの要求を通そうとし、思い通りにならなければ、報復として殺人も辞さ

ないというもので、人命軽視の姿勢は顕著であるとしている。このような暴力的犯罪傾向は、長年にわたる暴力団の活動で形成されたもので、度重なる服役でも矯正されず、むしろ深化をみせており、その犯罪性向はもはや固着しているとまで言い切っている。では、ここまで言い切るその根拠は、どこにあるのか。それは、判決文の内容から被告人の前科に主な理由があると読みとれる。

裁判所判例では、前科について「当該犯行と類似の重大犯罪の前科があり、それによって服役したような事実がある場合には、そのこと自体から、犯人の犯罪傾向の根深さが強くうかがえる」とあり、さらに「犯人の前科の有無、内容は、その反社会性、犯罪性が矯正可能な程度に達しているかを判断する上での重要な量刑要素になるというべきである」（最高裁H8.9.20）⁽¹⁴⁾とも述べている。このように同種前科があつて、特に人を傷つけるなどの重大犯罪の前科を繰り返す場合は、その犯罪傾向は根深いものとされ、更生可能性は厳しく判断されるのである。

すると、被告人の固着化しているという暴力的犯罪傾向は、前科のどこに認められるのか。被告人は、現在までに粗暴犯などによる服役前科が多数あり、特に殺人未遂の前科が1件含まれる（人を殺害したのは本件が初めてである）。確かに暴力的な前科が多く、殺人未遂に至っては重大犯罪であることは間違いない。さらに、本件犯行に関しては人をひとり殺害するに至っている。このように、これまで何度も更生の機会を与えられながら、60歳を過ぎた今でもなおおまともに更生しようとせず、人を死に至らしめる結果にまで暴力性を深めているとして、その犯罪傾向は矯正困難な程度に固着化している、と判断したものと言えるだろう。

よって、被告人の更生可能性を判断した根拠とは上記検討した犯罪傾向の根深さと、その犯罪性に一体化しているとも言える反社会的性格であり、これらを有する被告人は60歳を過ぎたその年齢から「矯正、改善は困難極まりない」という評価がなされたものである。

本節では、被告人の年齢が60歳前後である3つの事案を考察したが、同じ年齢であっても更生可能性の判断には違いが見られた。一般的に年齢が高齢になると、もはや更生可能性はないと捉えられているが、本研究で検討した判例では、決して否定するものばかりではなかった。同じ60歳前後の年齢でも、更生可能性の判断に違いを生じさせるのは、犯罪傾向の根深さである。これは、前項で検討した18歳の少年の事案でも同様であった。つまり、更生可能性を判断するには、年齢以上に犯罪傾向の根深さが重要なのである。

6. 更生可能性における年齢・成育歴の関連性

本研究で明らかになった裁判所の更生可能性の判断基準7項目のなかでも「成育歴」は「年齢」との関連性が強い。その全体的傾向として、若年であるほど成育歴の影響が考慮されるが、年齢が高くなるに従って、徐々に検討されなくなるというものである。また、「成育歴が考慮される場合」には、判断は2つにわかれる。1つは、犯行に至った人格や行動傾向は不遇な成育歴がその遠因にあり、本人の意思だけで犯罪性を深めたものではないため、「更生の余地がある」と評価される場合である。そして、もう1つは成育歴に根ざした人格、行動傾向の偏りがあまりにも大きく、その深刻な人間性のゆがみは改善不可能な程度に達していて、「更生は困難」と評価される場合である。これは、成育歴の影響によって、根深い犯罪傾向が人間性に染み付いているためである。逆に、「成育歴を考慮しない場合」もある。それは、不遇な成育環境であっても、今までに適切な教育を受けており、知的能力も特に劣らない評価とされると、社会性や

規範意識を形成する機会があったとして、成育歴は考慮されないのである。また、被告人と同じ恵まれない家庭環境で育ったきょうだいがいた場合、そのきょうだいも同様の経験をしてきたにもかかわらず、問題を示すことなく健全な社会人に成長しているなど、成育歴よりも特に被告人の自己責任と受け取れるケースも成育歴は考慮し難いものとなる。

以上の枠組みに基づいて、「更生可能性の判断と年齢×成育歴の関連」について実際の判例を調べたところ、図2のような結果となった。

I 成育歴が考慮された事案	
(1) 「更生可能性あり」または「更生可能性ないとはいえず」の評価	
①16歳	殺人 懲役5年以上10年以下 1名殺害(和歌山地裁H19年7月31日【H18(わ)506】)
②18歳	殺人・強姦致死等 無期懲役 控訴棄却 2名殺害(広島高裁H14年3月14日【H12(う)66】)
③18歳	強盗殺人等 無期懲役 1名殺害(福島地裁H14年3月27日【H13(わ)203】)
④18歳	強盗殺人等 無期懲役 1名殺害(神戸地裁H17年2月2日【H16(わ)268】)
⑤20歳	強盗殺人等 無期懲役 控訴棄却 確定 2名殺害(東京高裁H7年4月28日【H6(う)418】)
⑥24歳	殺人・殺人未遂等 無期懲役 2名殺害(山形地裁H19年5月23日【H18(わ)95】)
⑦29歳	強盗殺人等 無期懲役 1名殺害(東京地裁H4年9月4日【H13合(わ)7】)
⑧32歳	強盗殺人・殺人未遂等 無期懲役 1名殺害(和歌山地裁H16年3月22日【H14(わ)432】)
(2) 「更生困難」の評価	
①18歳	殺人・殺人未遂等 死刑 2名殺害(仙台地裁H22年11月25日【H22(わ)258】)
②36歳	殺人 死刑 3名殺害(大阪地裁H19年3月28日【H17(わ)4843】)
II 成育歴が考慮されなかった事案	
①18歳	殺人・強姦致死等 死刑 控訴棄却 2名殺害(広島高裁H20年4月22日【H18(う)161】)
②23歳	強盗殺人・強盗強姦・放火等 死刑 2名殺害(大阪地裁H18年12月13日【H18(わ)26】)
③28歳	強盗殺人等 無期懲役 1名殺害(青森地裁H13年12月27日【H12(わ)125】)
④33歳	強盗殺人 死刑判決の控訴棄却 2名殺害(福岡高裁H16年5月21日【H15(う)20】)
⑤36歳	殺人・強制わいせつ等 死刑 1名殺害(奈良地裁H18年9月26日【H17(わ)10】)
⑥40歳	殺人・強盗殺人未遂等 死刑 1名殺害、3名傷害(福岡地裁H5年10月27日【H2(わ)257】)
⑦48歳	強盗殺人等 死刑 1名殺害、2か月間に強盗殺人・強盗強姦等計13件(千葉地裁H23年6月30日【H21(わ)2832】)

図2 更生可能性の判断と年齢×成育歴の関連

図2は、更生可能性を評価する際に成育歴が「考慮された事案」と「考慮されなかった事案」の被告人の年齢を示したものである。成育歴を考慮したことで「更生可能性あり」と評価されるのは、年齢が10代から20代前後の若年であることが多い。そして、成育歴を考慮しない場合とは、20代後半以上の比較的年齢の高い成人である。年齢が高くなるに従って、今までに変わる機会は十分あったとして、もはや自己責任と判断されるのである。しかし、同年齢であっても、成育歴に対する判断の違いから、その評価に大きな差がでてくることもある。たとえば、10代の少年では成育歴が考慮され、「更生可能」と評価される場合が多いが、成育歴に起因した犯罪性向が人間性に深く根付いていると判断されれば、「更生困難」との評価になることもある。つまり、成育歴が不遇であったことで、その問題に根ざした人格の偏りや暴力性は深刻であり、年齢から期待できる可塑性をもってしても、矯正は困難とされるからである。なお、

本研究で検討した判例201件には、年齢が50歳以上で成育歴に触れる記述は見当たらなかった。

7. 結論と今後の課題

本研究において明らかになった「司法が捉えるレジリエンス」=更正可能性の判断要素は、(1)年齢、(2)犯罪傾向の根深さ、(3)反省、(4)人格(性格)・人間性、(5)成育歴、(6)監督者の有無、(7)更生への意欲であった。

また、判例を検討することで、これら判断要素にも特に重要視される主判断的要素と、それに組み合わせて検討される副次的要素があることがわかった。主判断的要素とは「(1)年齢、(2)犯罪傾向の根深さ、(3)反省、(4)人格(性格)・人間性」であり、更生可能性を評価する際の主要な根拠となる。また、副次的な要素には「(5)成育歴、(6)監督者の有無、(7)更生への意欲」があり、こちらは単独で用いることはほとんどなく、主判断的要素と組み合わせて検討されることが特徴である。

さらに、裁判所が最も重要視する更生可能性の判断的要素は、「(2)犯罪傾向の根深さ」であることがわかった。換言すると、再犯の可能性が低いことが、最終的に更生可能性を評価する際に最も重要になる。つまり、裁判所は犯罪傾向の根深さが、再犯を危惧するほど深化しているのかを中心に判断しているのである。他の主判断的要素((1)年齢、(3)反省、(4)人格(性格)・人間性)もその1つ1つが判断基準として、単独で成り立っているように見える。しかし、実のところは、その年齢や反省状況が犯罪傾向の根深さにどのように影響するのか、また、その人格や人間性によって、犯罪性はどれほど深まるのかに結びつくと言える。結局は、他の主判断的要素も犯罪傾向の根深さがどの程度進んでいるのかを見極める判断材料になっているのである。

以上のことから、司法・矯正の領域では、犯罪傾向の根深さをレジリエンスの指標にしていると、本研究では判断した。裁判所は、犯罪傾向の根深さという1つの性質を根拠にして、精神的回復力の可能性を少しずつ削り取っていき、最後に残った可能性の大きさを見ることで、人間発達の柔軟性や可塑性を判断している。つまり、問題状態に陥った際、そこから回復するための条件を見いだすより、不適応から回復できない可能性に注目しているのである。レジリエンスをマイナスの作業で見極めている。

さらに、今回の研究でわかったことがもう1つある。1つ1つの判例として検討すれば、妥当と納得できる更生可能性の判断基準も、多くの判例を比較すれば、判断のばらつきや矛盾のある内容がしばしば認められたことである。同じ事案であっても、第1審と2審で更生可能性の評価が異なることは珍しくなく、それにより死刑判断に影響するケースも少なくない。刑に関する判例の記述として「改善矯正の可能性自体は、死刑という改善矯正の余地を認めない冷厳な刑罰においても、その選択において考慮すべき一事情であることは、これまでの裁判例の示すとおりである。」(東京高裁H15.5.19)⁽¹⁵⁾というものがある。このように死刑適用の当否を検討する一事情である更生可能性の判断が、どれほどの確に評価されているのか疑問に感じるものであった。また、この疑問は今後検討すべき課題であるとも思われる。本研究では、裁判所の捉えるレジリエンスとして更生可能性の判断基準を考察したが、この基準はどんな根拠があって主張されているのか、その根拠は現在の科学研究に照らして妥当と言えるのか、今後注目したい課題である。

注

- (1)小花和（2004）より引用。
- (2)石原、中丸（2007）より引用。
- (3)対象とする判例を平成に入ってから約23年間としたのは、現に今生きている日本人がレジリエンスをどのように捉えているのか、現在の認識を明らかにすることが、本研究の目的だからである。
- (4)裁判所判例の記述では、「成育歴」または「生育歴」のように、判例によって漢字の表記が異なる。よって、本研究では各判例の記述形式に従って、判例の引用を行う。なお、判例の引用以外では「成育歴」に統一して記すものとする。
- (5) 広島高裁H22.7.28、H21(う)202
- (6) 広島高裁H20.4.22、H18(う)161
- (7) 広島高裁H16.4.23、H12(う)20
- (8) 大阪地裁H21.5.29、H21(わ)272
- (9) 東京家裁H17.8.17、H17(少)3058
- (10) 福岡高裁H13.10.10、H11(う)429
- (11) 東京高裁H15.5.19、H12(う)682
- (12) 広島高裁H14.3.14、H12(う)66
- (13) 大阪地裁H22.5.31、H20(わ)6947
- (14) 最高裁H 8年9月20日判決、刑集50巻8号571
- (15) 東京高裁H15.5.19、H12(う)682

参考・引用文献

- ・ Grotberg,E.H. (2003)What is resilience? How do you promote it? How do you use it? In Grotberg,E.H.(ED.), Resilience for today:gaining strength from adversity,2nd,ed.Westport,CT:Praeger Publishers,pp.1-30.
- ・ 石原由紀子・中丸澄子 (2007) 「レジリエンスについて：その概念、研究の歴史と展望」『広島文教女子大学紀要』42、pp53 - 81
- ・ 河野荘子 (2009) 「Resilience Processとしての非行からの離脱」 JAPANESE JOURNAL OF SOCIOLOGICAL CRIMINOLOGY No.34
- ・ 小花和Write尚子 (2004) 『幼児期のレジリエンス』 ナカニシヤ出版

参照・引用URL

- ・ American Psychological Association 2011 The Lord to Resilience on-line
<http://www.apa.org/helpcenter/road-resilience.aspx>
- ・ 裁判所ウェブサイト判例検索システム <http://www.courts.go.jp/>
- ・ D1-Law http://www.d1-law.com/cgi-bin/d1w2_hanrei/d1wh_mshowresultb.exe?